

尾張旭市選挙管理委員会（令和5年第5回）会議録

- 1 開催日時
令和5年3月1日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時50分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦、書記 森重雄太
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和5年第5回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、3月の定時登録の2議案と愛知県議会議員一般選挙及び市議会議員一般選挙関係の2議案、合計24議案でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p>

	<p>前々回及び前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>3月の定時登録に関する第10号議案「選挙人名簿の登録について」、第11号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第10号議案、第11号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第10号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和5年3月1日を登録基準日及び登録日としまして、令和5年1月18日の選挙登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件とし</p>

	<p>て、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成17年2月7日から平成17年3月2日までの出生者、住所要件が、令和4年10月19日から令和4年12月1日の転入者ということになります。</p> <p>次に第11号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和5年1月18日の選挙時登録の抹消後、令和5年2月4日までに随時抹消した者以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき、又は市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和5年2月5日から令和5年2月28日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和4年10月5日から令和4年10月31日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第10号議案及び第11号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	では、第10号議案及び第11号議案について、何かご質問

	等はございませんか。
委員	(なし)
委員長	ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第10号議案及び第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第10号議案及び第11号議案は可決されました。 続きまして、愛知県議会議員一般選挙に係る議案に進みます。第12号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」事務局より説明をお願いします。
事務局	第12号議案「選挙期間中における選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。 具体的に申し上げますと、愛知県議会議員一般選挙では基準日が3月30日であり、選挙時登録の際に、3月29日までの転出者は抹消されます。

	<p>選挙期間中は、日々、転出された方が転出してから4か月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月を経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>第12号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第12号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第12号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第13号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第13号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができるかと規定されています。</p> <p>選挙のお知らせの発送準備等に必要な期間を考慮し、登録の移替えを令和5年3月23日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。</p> <p>第13号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

委員長	<p>第 1 3 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 1 4 号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第 1 4 号議案「投票所の指定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、愛知県議会議員一般選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第 8 条により定められた 2 1 の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。なお、前回からの変更はございません。第 1 4 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 1 4 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 1 4 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

委員長	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第15号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第15号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第6項の読替規定による同法第39条の規定により愛知県議会議員一般選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第15号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第15号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第16号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>第16号議案「投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第175条第3項の規定により、投票所内の氏名掲示の掲載の順序は、市の選挙管理委員会がかくじで定める順序によるとされています。このため、愛知県議会議員一般選挙に係る当該くじを行う場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります令和5年3月31日の午後5時15分と定めようとするものでございます。</p> <p>第16号議案の説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第16号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第16号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第17号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第17号議案「開票事務と選挙会事務の合同について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第79条の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選挙会の区域と開票区の区域が同一である場合には、開票事務を選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことができると規定されておりますので、愛知県議会議員一般選挙の開票事務を選挙会事務に併せて行おうとするものでございます。</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第17号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第17号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第17号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第18号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第18号議案「選挙立会人を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第76条の規定により準用する第62条の規定により、公職の候補者は、選挙立会人となるべき者を1人定めて、選挙の期日前3日までに市の選挙管理委員会に届け出ることができるとされており、その立会人が10人を超えるときは、市の選管がくじで定めた10人とするようになっております。このため、愛知県議会議員一般選挙の選挙立会人を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を令和5年4月6日の午後5時15分に定めようとするものでございます。なお、選挙立会人の届出は同日午後5時までとなっております。</p> <p>第18号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第18号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	（なし）

委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第18号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第18号議案は可決されました。 続きまして、第19号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第19号議案「ポスター掲示場設置場所の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、ポスター掲示場を設けなければならないとされており、同条第3項の規定により、投票所ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置することになっております。設置数につきましては、公職選挙法施行令第111条の規定により、その選挙の期日の公示の日の直近の一つ前の選挙人名簿登録数と投票区の面積によって、投票区ごとの設置数を定めることになっております。本市の投票区は南本地ヶ原投票区が選挙人名簿登録者数5,000人以上10,000人未満、投票区の面積4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり8箇所、その他の20投票区は、選挙人名簿登録者数が1,000人以上5,000人未満、投票区の面積は4㎢未満に該当するため、同条の基準により1投票区あたり7箇所、20投票区で140箇所になります。合計148箇所のポスター掲示場の設置を行うことになり、一覧表のとおり定めよ</p>

	<p>うとするものでございます。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第19号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第19号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第19号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、市議会議員一般選挙の議題に入ります。第20号議案から第27号議案までの8議案は、先ほど議決した第12号議案から第19号議案までの8議案と内容が重複しますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第20号議案から第27号議案につきましては、第12号議案から第19号議案と同様の内容になっており、相違点は各日時が市議選のものとなっている議案となります。</p> <p>内容が重複しますので、詳細は省略させていただき、相違点のみ説明します。</p> <p>第21号議案につきましては、登録の移替えを延期する期間を令和5年4月10日から4月23日までとしております。</p>

	<p>第24号議案につきましては、くじの日時を市議選告示日の4月16日午後5時15分と定めております。</p> <p>第26号議案につきましては、くじの日時を4月20日午後5時15分とするものです。</p> <p>第20号議案から第27号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第20号議案から第27号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第20号議案から第27号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第20号議案から第27号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第28号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第28号議案「選挙会の場所及び日時の決定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第77条及び78条の規</p>

	<p>定により選挙会の場所は、当該選挙を管理する選挙管理委員会の指定した場所に設けることとなっておりますので、市議会議員一般選挙の選挙会の場所を尾張旭市総合体育館 2 階競技場（アリーナ）、日時を令和 5 年 4 月 23 日午後 9 時からと定めようとするものでございます。</p> <p>第 28 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 28 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 28 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第 28 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 29 号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第 29 号議案「選挙長及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 75 条第 3 項及び同</p>

	<p>法施行令第80条第1項の規定により、選挙会に関する事務を担当する選挙長及び職務代理者を選任しようとするものでございまして、選挙長には赤尾委員長を、選挙長の職務代理者には森委員にお願いしようとするものでございます。</p> <p>第29号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第29号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第29号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第29号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第30号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第30号議案「ポスター掲示場の区画数の決定について」説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第144条の2第8項の規定により設置するポスター掲示場の区画数について、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙におけるポスターの掲示場に関</p>

	<p>する規程第3条第1項の規定に基づきまして、30区画と定めようとするものでございます。</p> <p>なお、掲示場の形態は、規程で2段と3段の形が様式で定められており、それらに準じて設置すると規定しておりますので、今回は3段のものとし、上段右端を「1」とし順次下段へ「2」「3」とし、次いで左へ上段から下段に番号を付し、以後、同じ方法により30番までを配列するものでございます。</p> <p>第30号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第30号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第30号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第30号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第31号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>第31号議案「ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示できる日の決定について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第5項の規定により、公職の候補者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示する日から、ポスター掲示場にポスターを1枚掲示することができるものと規定されておりますので、ポスター掲示場に掲示できる日を立候補の受付日でございます令和5年4月16日とし、立候補届が受理された後、掲示することができるものと定めようとするものでございます。</p> <p>第31号議案の説明は以上です。</p>
委員長	<p>では、第31号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第31号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第31号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第32号議案「投票用紙の決定について」、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>第 3 2 号議案「投票用紙の決定について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第 4 5 条第 2 項の規定により、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の投票用紙の様式は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定めることとなっており、尾張旭市公職選挙管理規程第 1 1 条においてその様式が規定されております。</p> <p>また、同規程において投票用紙の色、様式については選挙の都度、選挙管理委員会において定めると規定されておりますので、点字投票によらない投票用紙の色を桃色、様式を下図のとおり片面印刷によるものと定め、規格を縦 12.8cm、横 8.0cm とするものでございます。併せて、点字投票による投票用紙の色をクリーム、様式を議案の図のとおり定め、規格を縦 12.8cm、横 18.0cm とするものでございます。</p> <p>第 3 2 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 3 2 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、第 3 2 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

委員長	<p>第 3 2 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 3 3 号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 3 3 号議案「選挙公報に掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所及び日時の決定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、尾張旭市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程第 7 条の規定により、選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるために行うくじの場所を尾張旭市役所、日時を告示日であります令和 5 年 4 月 1 6 日の午後 5 時 1 5 分からと定めようとするものでございます。</p> <p>第 3 3 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第 3 3 号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第 3 3 号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手 (原案可決)</p>

委員長	<p>第33号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知事選における専決事項について ○ 市議会議員一般選挙立候補予定者説明会参加者について ○ 次回以降のスケジュールの確認
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>